**羽咋市インターネット公有財産売却 ガイドライン**

羽咋市インターネット公有財産売却（以下「公有財産売却」といいます。）をご利用いただくには、以下の羽咋市インターネット公有財産売却ガイドライン（以下「本ガイドライン」といいます。）をよくお読みいただき、同意していただくことが必要です。また、公有財産売却の手続きなどに関して、本ガイドラインとKSI官公庁オークションに関連する規約・ガイドラインなどとの間に差異がある場合は本ガイドラインが優先して適用されます。

**第1 公有財産売却の参加条件など**

1．公有財産売却の参加条件

以下のいずれかに該当する方は、公有財産売却へ参加することができません

（1）地方自治法施行令第167条の4第1項各号または第2項各号該当すると認められる方

【参考：地方自治法施行令（抄）】

（一般競争入札の参加者の資格）

第百六十七条の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者

二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

２ 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

五 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。

六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。

七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

（2）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第6号に定める暴力団その他反社会的団体及びそれらの構成員

（3）日本語を完全に理解できない方

（4）公有財産売却の参加仮申込みの時点で20歳未満の方

（5）羽咋市が定める本ガイドラインおよびKSI官公庁オークションに関連する規約・ガイドラインの内容を承諾せず、順守できない方

（6）公有財産の買受について一定の資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格などを有していない方

2．公有財産売却の参加に当たっての注意事項

（1）公有財産売却（不動産・自動車・動産）は、地方自治法などの規定にのっとって羽咋市が執行する一般競争入札およびせり売り（以下「入札」という）の手続きの一部です。

（2）売払代金の残金の納付期限までにその代金を正当な理由なく納付しない落札者は、地方自治法施行令第167条の4第2項第5号に該当すると見なされ、一定期間羽咋市の実施する入札に参加できなくなることがあります。

（3）公有財産売却に参加される方は入札保証金を納付してください。（詳しくは「第2　2. 入札保証金の納付について」をご覧ください。）

（4）公有財産売却に参加される方は、あらかじめインターネット公有財産売却システム（以下「売却システム」といいます。）上の公有財産売却の物件詳細画面や羽咋市において閲覧に供されている入札の公告などを確認し、関係公簿などの閲覧などにより十分に調査を行ったうえで公有財産売却に参加してください。

（5）入札を行う物件については、売払代金納付時の現状有姿での引渡しとなりますのでご了承ください。

（6）売却システムは、紀尾井町戦略研究所株式会社の提供する売却システムを採用しています。公有財産売却の参加者は、売却システムの画面上で公有財産売却の参加申し込みなど一連の手続きを行ってください。

ア．参加仮申し込み

売却システムの売却物件詳細画面より公有財産売却の参加仮申し込みを行ってください。

イ．参加申し込み（本申し込み）

売却システムの公有財産売却の物件詳細画面より仮申し込みを行った後、羽咋市のホームページより「公有財産売却一般競争入札参加申込書（以下「申込書」といいます。）」および「誓約書」を印刷し、必要事項を記入・押印後、次の書類（以下「添付書類」といいます。）を添付のうえ、入札開始2開庁日前までに羽咋市に送付または持参してください。（必着）

【添付書類】

（ア）住民票（法人の場合は、商業登記簿謄本）　※ 発行後3カ月以内のもの

（イ）印鑑登録証明書（印鑑証明書）　※ 発行後3カ月以内のもの

（ウ）運転免許証、保険証、マイナンバーカード、パスポートの写しのうちいずれか1通

（エ）委任状（売払代金の支払いまたは物件の引取りを参加申込者以外の代理人が行う場合）

公有財産売却の各物件について入札保証金の納付方法をご確認のうえ、申込書の入札保証金納付方法欄にある「クレジットカード」「銀行振込（納付書払い）」のうちご希望の方法いずれか一つに「○」をしてください。

「銀行振込（納付書払い）」を選択された方については、羽咋市から納入通知書を送付しますので、羽咋市が指定する金融機関で納付してください。（詳しくは「第2　2.入札保証金の納付について（2）入札保証金の納付方法　イ　銀行振込（納付書払い）による納付」をご覧ください。）

複数の物件について申し込みをされる場合、公有財産売却の物件ごとに申込書が必要になりますが、添付書類は1通のみ提出していただければ結構です。

（7）公有財産売却においては、特定の物件の売却が中止になること、もしくは公有財産売却の全体が中止になることがあります。

3．公有財産売却の財産の権利移転などについての注意事項

（1）不動産・自動車・動産 共通

ア．落札後、売払い代金の残額を納付した時点で、落札者に公有財産売却の財産にかかる危険負担が移転します。したがって、契約締結後に発生した財産の破損、焼失など羽咋市の責に帰すことのできない損害の負担は、落札者が負うこととなり、売払代金の減額を請求することはできません。

イ．落札者が売払代金の残金を納付した時点で、所有権は落札者に移転します。

（2）不動産の場合

ア．羽咋市は、売上代金の残金納付を確認後、不動産登記簿上の権利移転のみを行います。

イ．原則として、物件にかかわる調査、土壌調査等は行っておりません 。また、開発（建築）などに当たっては、都市計画法、建築基準法および条例などの法令により、規制がある場合があるので、事前に関係機関にご確認ください。

（3）自動車の場合

ア．一時抹消登録して引渡します。

イ．落札者は「使用の本拠の位置」を管轄する運輸支局または自動車検査登録事務所に当該自動車を持ち込み、移転登録（名義変更）の手続き等を行ってください。

4．個人情報の取り扱いについて

（1）公有財産売却に参加される方は、以下のすべてに同意するものとします。

ア．公有財産売却の参加申し込みを行う際に、住民登録などのされている住所、氏名など（参加者が法人の場合は、商業登記簿謄本に登記されている所在地、名称、代表者氏名）を公有財産売却の参加者情報として登録すること。

イ．入札者の公有財産売却の参加者情報およびKSI官公庁オークションIDに登録されているメールアドレスを羽咋市に開示され、かつ羽咋市がこれらの情報を羽咋市文書事務取扱規程に基づき、5年間保管すること。

羽咋市から公有財産売却の参加者に対し、KSI官公庁オークションIDで認証されているメールアドレスに、公有財産売却の財産に関するお知らせなどを電子メールにて送信することがあります。

ウ．落札者に決定された公有財産売却の参加者のKSI官公庁オークションIDに紐づく会員識別番号を売却システム上において一定期間公開されること。

エ．羽咋市は収集した個人情報を地方自治法施行令第167条の4第1項に定める参加条件の確認または同条第2項に定める入札の参加者の資格審査のための措置などを行うことを目的として利用します。また、入札参加者等が暴力団関係者でないことを確認するため、石川県警察等へ照会することがあります。

（2）公有財産売却の参加者情報の登録内容が住民登録や商業登記簿謄本の内容などと異なる場合は、落札者となっても、不動産の場合は、所有権移転などの権利移転登記、自動車の場合は、新規登録を行うことができません。

5．共同入札について

（1）共同入札とは

一つの財産（不動産）を複数の者で共有する目的で入札することを共同入札といいます。

（2）共同入札における注意事項（不動産のみ）

ア．共同入札する場合は、共同入札者の中から1名の代表者を決める必要があります。実際の公有財産売却の参加申し込み手続きおよび入札手続きをすることができるのは、当該代表者のみです。したがって、公有財産売却の参加申し込み手続きおよび入札手続きなどについては、代表者のKSI官公庁オークションIDで行うこととなります。手続きの詳細については、「第2 公有財産売却の参加申し込みおよび入札保証金の納付について」および「第3 入札形式で行う公有財産売却の手続き」をご覧ください。

イ．共同入札する場合は、共同入札者全員の誓約書、共同入札者全員の住所（所在地）と氏名（名称）を連署した申込書および共同入札者全員の添付書類（住民票、印鑑登録証明書など）を入札開始2開庁日前までに羽咋市に送付または持参することが必要です。原則として、入札開始2開庁日前までに羽咋市が提出を確認できない場合、入札をすることができません。

ウ．共有名義で申し込まれる場合、申込者の欄に共有者を代表して入札手続きを行う方の住所および氏名を記入し、共有者の欄に申込者以外の共有者の住所・氏名を記入し、押印してください。

なお、代表者以外の方は代表者への委任が必要ですので、代表者あての委任状を併せて提出してください。

エ．申込書などに記載された内容が共同入札者の住民登録や商業登記簿の内容などと異なる場合は、共同入札者が落札者となっても権利移転登記を行うことができません。

オ．自動車、動産については、共同入札できません。

**第2 公有財産売却の参加申し込みおよび入札保証金の納付について**

入札するには、公有財産売却の参加申し込みと入札保証金の納付が必要です。公有財産売却の参加申し込みと入札保証金の納付が確認できたKSI官公庁オークションIDでのみ入札できます。

1．公有財産売却の参加申し込みについて

売却システムの画面上で、住民登録などのされている住所、氏名など（参加者が法人の場合は、商業登記簿謄本に登記されている所在地、名称、代表者氏名）を公有財産売却の参加者情報として登録してください。

法人で公有財産売却の参加申し込みする場合は、法人代表者名でKSI官公庁オークションIDを取得する必要があります。

不動産について共同入札する場合は、売却システムの画面上で、共同入札の欄の「する」を選択し、公有財産売却の参加申し込みを行ってください。

代理人に、入札に関する権限を委任される場合は、売却システムに代理人のKSI官公庁オークションIDでログインのうえ、画面上で代理人による手続きを「する」を選択し、公有財産売却の参加申し込みを行ってください。その後、委任状、誓約書、申込書、添付書類を、入札開始2開庁日前までに羽咋市に持参または送付してください。

2．入札保証金の納付について

（1）入札保証金とは

地方自治法施行令第167条の7で定められている、入札する前に入札参加者全員が納付しなければならない金員です。入札保証金は、羽咋市が売却区分（公有財産売却の財産の出品区分）ごとに予定価格（最低落札価格）の100分の10以上の金額を定めます。

なお、落札者以外の方が納付した入札保証金は、入札終了後に返還します。（詳しくは「第4 5.入札保証金の返還」をご覧ください。）

（2）入札保証金の納付方法

入札保証金の納付は、売却区分ごとに必要です。入札保証金は、羽咋市が売却区分ごとに指定する方法（「クレジットカード」「銀行振込（納付書払い）」）で納付してください。

入札保証金には利息を付しません。

原則として、入札開始2開庁日前までに羽咋市が入札保証金の納付を確認できない場合、入札することができません。

ア．クレジットカードによる納付

クレジットカードで入札保証金を納付する場合は、売却システムの売却物件詳細画面より公有財産売却の参加仮申し込みを行い、入札保証金を所定の手続きに従って、クレジットカードにて納付してください。クレジットカードにより入札保証金を納付する公有財産売却の参加申込者は、紀尾井町戦略研究所株式会社に対し、クレジットカードによる入札保証金納付および返還事務に関する代理権を付与し、クレジットカードによる請求処理をSBペイメントサービス株式会社に委託することを承諾します。公有財産売却の参加申込者は、公有財産売却が終了し、入札保証金の返還が終了するまでこの承諾を取り消せないことに同意するものとします。

また、公有財産売却の参加申込者は、紀尾井町戦略研究所株式会社が入札保証金取り扱い事務に必要な範囲で、公有財産売却の参加申込者の個人情報をSBペイメントサービス株式会社に開示することに同意するものとします。

売却システムの公有財産売却の物件詳細画面より仮申し込みを行った後、羽咋市のホームページより申込書と誓約書を印刷し、必要事項を記入・押印後、添付書類を添付のうえ、入札開始2開庁日前までに羽咋市に持参または送付してください。（必着）

申込書の入札保証金納付方法欄の「クレジットカード」に「○」をしてください。

VISA、マスターカード、JCB、ダイナースカード、アメリカンエキスプレスカードの各クレジットカードを利用できます。（各クレジットカードでもごく一部利用できないクレジットカードがあります）

法人で公有財産売却に参加する場合、当該法人の代表者名義のクレジットカードをご使用ください。

イ．銀行振込（納付書払い）による納付

納付方法はクレジットカード以外に、羽咋市の発行する納付書による納付があります。

銀行振込などで入札保証金を納付する場合は、売却システムの公有財産売却の物件詳細画面より公有財産売却の参加仮申し込みを行ってください。売却システムの公有財産売却の物件詳細画面より仮申し込みを行った後、羽咋市のホームページより申込書と誓約書を印刷し、必要事項を記載・押印後、添付書類を添付のうえ、入札開始2開庁日前までに羽咋市に持参または送付してください。（必着）

売却システムで参加仮申し込みをされる場合には、「銀行振込など」を選択してください

申込書の入札保証金納付方法欄の「銀行振込（納付書払い）」に「○」をしてください。

自動車、動産の場合は、「ア．クレジットカードによる納付」のみとなり、納付書による納付はできません。

なお、銀行振込の場合は、公有財産売却の参加者より必要書類が羽咋市に到着後、羽咋市からKSI官公庁オークションIDで認証されたメールアドレスに、入札保証金の納入方法について電子メールを送信します。当該電子メールに従って羽咋市が指定する金融機関に入札保証金を納付してください。羽咋市が指定する金融機関については、下記を参照してください。

1 指定金融機関

株式会社北國銀行（総括店羽咋支店）

2 収納代理金融機関

株式会社北陸銀行、興能信用金庫、のと共栄信用金庫、

北陸労働金庫、はくい農業協同組合

銀行振込の際の振込手数料は公有財産売却の参加申込者の負担となります。

銀行口座への振込により入札保証金を納付する場合は、羽咋市が納付を確認できるまで3開庁日程度要することがあります。

（3）入札保証金の没収

公有財産売却の参加申込者が納付した入札保証金は、落札者が契約締結期限までに羽咋市の定める契約を締結しない場合や売払代金の残金を納付期限までに納付されなかった場合は没収し、返還しません。

（4）入札保証金の契約保証金への充当

公有財産売却の参加申込者が納付した入札保証金は、落札者が契約を締結した場合、申請書に基づき、地方自治法施行令第167条の16に定める契約保証金に全額充当します。

**第3 入札形式で行う公有財産売却の手続き**

本章における入札とは、売却システム上で入札価格を登録することをいいます。この登録は、一度しか行うことができません。

1．公有財産売却への入札

（1）入札

入札保証金の納付が完了したKSI官公庁オークションIDでのみ、入札が可能です。入札は一度のみ可能です。一度行った入札は、入札者の都合による取り消しや変更はできませんので、ご注意ください。

（2）入札をなかったものとする取り扱い

羽咋市は、地方自治法施行令第167条の4第1項などに規定する一般競争入札に参加できない要件に該当する者が行った入札について、当該入札を取り消し、なかったものとして取り扱うことがあります。

2．落札者の決定

（1）落札者の決定

入札期間終了後、羽咋市は開札を行い、売却区分（公有財産売却の財産の出品区分）ごとに、売却システム上の入札において、入札価格が予定価格（最低落札価格）以上でかつ最高価格である入札者を落札者として決定します。ただし、最高価格での入札者が複数存在する場合は、くじ（自動抽選）で落札者を決定します。

なお、落札者の決定に当たっては、落札者のKSI官公庁オークションIDに紐づく会員識別番号を落札者の氏名（名称）とみなします。

ア．落札者の告知

落札者のKSI官公庁オークションIDに紐づく会員識別番号と落札価格については、売却システム上に一定期間公開します。

イ．羽咋市から落札者への連絡

落札者には、羽咋市から入札終了後、あらかじめKSI官公庁オークションIDで認証されたメールアドレスに、落札者として決定された旨の電子メールを送信します。また、不動産で共同入札者が落札者となった場合は、代表者にのみ落札者として決定された旨の電子メールを送信します。

羽咋市が落札者に送信した電子メールが、落札者によるメールアドレスの変更やプロバイダの不調などの理由により到着しないために、羽咋市が落札者による売払代金の残金の納付を売払代金の残金納付期限までに確認できない場合、その原因が落札者の責に帰すべきものであるか否かを問わず、契約保証金を没収し、返還しません。

（2）落札者決定の取り消し

入札金額の入力間違いなどの場合は、落札者の決定が取り消されることがあります。この場合、売却物件の所有権は落札者に移転しません。また、納付された入札保証金は原則返還しません。

3．売却の決定

（1）落札者に対する売却の決定

羽咋市は、落札後、落札者に対し電子メールなどにより契約締結に関する案内を行い、落札者と契約を交わします。

契約の際には羽咋市より契約書を送付しますので、落札者は必要事項を記入・押印のうえ、次の書類などを添付して羽咋市が設定する契約締結期限までに羽咋市に持参または送付してください。

ア．売却の決定金額

落札者が入札した金額を売却の決定金額とします。

イ．決定金額における消費税

決定金額における消費税は国内において事業者が事業として対価を得て行われる取引を課税の対象としています。不動産の土地は消費に負担を求める税としての性格から課税の対象としてなじまないため、決定金額には消費税及び地方消費税相当額は課税されません。ただし、土地付き建物については、建物のみ決定金額に消費税及び地方消費税が別途加算されます。なお、自動車・動産の場合は、決定金額に消費税及び地方消費税が含まれているものとして扱います。

ウ．落札者が契約を締結しなかった場合

落札者が契約締結期限までに契約を締結しなかった場合、落札者が納付した入札保証金は返還しません。

（2）売却の決定の取り消し

落札者が契約締結期限までに契約しなかったときや、売払金額の残金を納付期限までに納付されなかったときおよび、本ガイドライン「第１－１公有財産売却の参加条件」各号に規定する一般競争入札に参加できない要件に該当する者が落札した場合に、売却の決定が取り消されます。

この場合、公有財産売却の財産の所有権は落札者に移転しません。また、納付された入札保証金は返還されません。

4．売払代金の残金の納付

（1）売払代金の残金の金額

売払代金の残金は、落札金額から事前に納付した契約保証金（契約保証金に充当した入札保証金）を差し引いた金額となります。

（2）売払代金の残金納付期限について

落札者は、売払代金の残金納付期限までに羽咋市が納付を確認できるよう売払代金の残金を一括で納付してください。

売払代金の残金が納付された時点で、公有財産売却の財産の所有権が落札者に移転します。売払代金の残金納付期限までに売払代金の残金全額の納付が確認できない場合、契約解除のうえ、事前に納付された契約保証金を没収し、返還しません。

（3）売払代金の残金の納付方法

売払代金の残金は羽咋市が発行する納付書により納期限までに納付してください。なお、売払代金の残金の納付にかかる費用は、落札者の負担となります。また、売払代金の残金納付期限までに羽咋市が納付を確認できることが必要です。

5．入札保証金の返還

（1）落札者以外への入札保証金の返還

落札者以外の納付した入札保証金は、入札終了後全額返還します。なお、公有財産売却の参加申し込みを行ったものの入札を行わない場合にも、入札保証金の返還は入札終了後となります。

入札保証金返還の方法および返還に要する期間は次のとおりです。

ア．クレジットカードによる納付の場合

SBペイメントサービス株式会社は、クレジットカードにより納付された入札保証金を返還する場合、クレジットカードからの入札保証金の引き落としを行いません。

ただし、公有財産売却の参加者などのクレジットカードの引き落としの時期などの関係上、いったん実際に入札保証金の引き落としを行い、翌月以降に返還を行う場合がありますので、ご了承ください。

イ．銀行振込（納付書払い）による納付の場合

入札保証金の返還方法は、公有財産売却の参加者が指定する銀行口座への振込のみとなります。公有財産売却の参加者（入札保証金返還請求者）名義の口座のみ指定可能です。共同入札の場合は、仮申し込みを行った代表者名義の口座のみ指定可能です。

なお、入札保証金の返還には、入札期間終了後4週間程度要することがあります。

**第4 せり売形式で行う公有財産売却の手続き**

せり売形式の売却システムは、紀尾井町戦略研究所株式会社の提供する自動入札システムおよび入札単位を使用しています。

本章における入札とは、売却システム上の「入札額」欄へ希望落札金額の上限を入力することおよび入力した上限以下の範囲で行われる自動入札をいいます。また、本章においては、「入札」はせり売形式の入札を、「入札者」はせり売りの参加申込者を、「入札期間」はせり売期間を指します。

1．公有財産売却への入札

（1）入札

入札保証金の納付が完了したKSI官公庁オークションIDでのみ入札が可能です。入札は、入札期間中であれば何回でも可能です。ただし、売却システム上の「現在価格」または一度「入札額」欄に入力した金額を下回る金額を「入札額」欄に入力することはできません。一度行った入札は、入札参加者などの都合による取り消しや変更はできませんので、ご注意ください。なお、入札期間の自動延長は行いません。

（2）入札をなかったものとする取り扱い

羽咋市は、地方自治法施行令第167条の4第1項などに規定する一般競争入札に参加できない要件に該当する者が行った入札について、当該入札を取り消し、なかったものとして取り扱うことがあります。入札期間中にその時点における最高価格の入札をなかったものとした場合、当該入札に次ぐ価格の入札を最高価格の入札とし、せり売りを続行します。

2．落札者の決定など

（1）落札者の決定

入札期間終了後、羽咋市は開札を行い、売却区分ごとに、売却システム上の入札において、入札価格が予定価格（最低落札価格）以上でかつ最高価格である入札者を落札者として決定します。また、売却システム上では、2人以上が同額の入札価格（上限）を設定した場合、先に設定した人を落札者として決定します。

（2）せり売終了の告知など

羽咋市は、落札者を決定したときは、落札者のKSI官公庁オークションIDに紐づく会員識別番号と落札価格を売却システム上に一定期間公開することによって告げ、せり売終了を告知します。

（3）羽咋市から落札者への連絡

落札者には、羽咋市から入札終了後、あらかじめKSI官公庁オークションIDで認証されたメールアドレスに、落札者として決定された旨の電子メールを送信します。不動産で共同入札者が落札者となった場合は、代表者にのみ落札者として決定された旨の電子メールを送信します。

羽咋市が落札者に送信した電子メールが、落札者によるメールアドレスの変更やプロバイダの不調などの理由により到着しないために、羽咋市が落札者による売払代金の残金の納付を売払代金の残金納付期限までに確認できない場合、その原因が落札者の責に帰すべきものであるか否かを問わず、保証金を没収し、返還しません。

（4）落札者決定の取り消し

入札金額の入力間違いなどの場合は、落札者の決定が取り消されることがあります。この場合、売却物件の所有権は落札者に移転しません。また、納付された入札保証金は原則返還しません。

3．売却の決定

（1）落札者に対する売却の決定

羽咋市は、落札後、落札者に対し電子メールなどにより契約締結に関する案内を行い、落札者と契約を交わします。

契約の際には羽咋市より契約書を送付しますので、落札者は必要事項を記入・押印のうえ、次の書類などを添付して羽咋市が設定する契約締結期限までに羽咋市に持参または送付してください。

ア．売却の決定金額

落札者が入札した金額を売却の決定金額とします。

イ．決定金額における消費税

決定金額における消費税は国内において事業者が事業として対価を得て行われる取引を課税の対象としています。不動産の土地は消費に負担を求める税としての性格から課税の対象としてなじまないため、決定金額には消費税及び地方消費税相当額は課税されません。ただし、土地付き建物については、建物のみ決定金額に消費税及び地方消費税が別途加算されます。なお、自動車・動産の場合は、決定金額に消費税及び地方消費税が含まれているものとして扱います。

ウ．落札者が契約を締結しなかった場合

落札者が契約締結期限までに契約を締結しなかった場合、落札者が納付した入札保証金は返還しません。

（2）売却の決定の取り消し

落札者が契約締結期限までに契約しなかったときや、売払金額の残金を納付期限までに納付されなかったときおよび、本ガイドライン「第１－１公有財産売却の参加条件」各号に規定する一般競争入札に参加できない要件に該当する者が落札した場合に、売却の決定が取り消されます。

この場合、公有財産売却の財産の所有権は落札者に移転しません。また、納付された入札保証金は返還されません。

4．売払代金の残金の納付

（1）売払代金の残金の金額

売払代金の残金は、落札金額から事前に納付した契約保証金（契約保証金に充当した入札保証金）を差し引いた金額となります。

（2）売払代金の残金納付期限について

落札者は、売払代金の残金納付期限までに羽咋市が納付を確認できるよう売払代金の残金を一括で納付してください。

売払代金の残金が納付された時点で、公有財産売却の財産の所有権が落札者に移転します。売払代金の残金納付期限までに売払代金の残金全額の納付が確認できない場合、契約解除のうえ、事前に納付された契約保証金を没収し、返還しません。

（3）売払代金の残金の納付方法

売払代金の残金は、羽咋市が発行する納付書により納期限までに納付してください。なお、売払代金の残金の納付にかかる費用は、落札者の負担となります。また、売払代金の残金納付期限までに羽咋市が納付を確認できることが必要です。

5．入札保証金の返還

（1）落札者以外への入札保証金の返還

落札者以外の納付した入札保証金は、入札終了後全額返還します。なお、公有財産売却の参加申し込みを行ったものの入札を行わない場合にも、入札保証金の返還は入札終了後となります。

入札保証金返還の方法および返還に要する期間は次のとおりです。

ア．クレジットカードによる納付の場合

SBペイメントサービス株式会社は、クレジットカードにより納付された入札保証金を返還する場合、クレジットカードからの入札保証金の引き落としを行いません。ただし、公有財産売却の参加者などのクレジットカードの引き落としの時期などの関係上、いったん実際に入札保証金の引き落としを行い、翌月以降に返還を行う場合がありますので、ご了承ください。

イ．銀行振込（納付書払い）による納付の場合

入札保証金の返還方法は、公有財産売却の参加者が指定する銀行口座への振込のみとなります。公有財産売却の参加者（入札保証金返還請求者）名義の口座のみ指定可能です。共同入札の場合は、仮申し込みを行った代表者名義の口座のみ指定可能です。

なお、入札保証金の返還には、入札期間終了後4週間程度要することがあります。

**第5 公有財産売却の財産の権利移転および引き渡しについて**

羽咋市は売払代金納付を確認後、落札者に以下の条件で引き渡しを行います。なお、不動産を除く公有財産の引き渡しは原則として羽咋市指定場所で直接引き渡しを行います。

1．契約書の作成について

羽咋市は、落札後、落札者と売買契約を交わします。

契約の際には羽咋市より契約書を送付しますので、落札者は必要事項を記入・押印のうえ、契約金額に応じた収入印紙を貼付し、羽咋市に持参または送付してください。

2．権利移転の時期

公有財産売却の財産は、売払代金の残金を納付したときに権利移転します。売払代金の残金納付期限は羽咋市が指定する日となります。

3．権利移転の手続きについて

（1）不動産の場合

ア．落札者は、権利移転のあと、羽咋市に対し所有権移転登記を嘱託したものとみなします

イ．共同入札の場合は、共同入札者全員が羽咋市に対し所有権移転登記を嘱託したものとみなします。また、公有財産売却の財産の持分割合は、移転登記前に羽咋市に対して任意の書式にて申請してください。

ウ．所有権移転の登記が完了するまで、入札終了後1カ月半程度の期間を要することがあります。

（2）自動車の場合

ア．落札者は、「使用の本拠の位置」を管轄する運輸支局または自動車検査登録事務所に当該自動車を持ち込んでいただくことが必要です。また、軽自動車の場合は、「使用の本拠の位置」を管轄する軽自動車協会で行います。

イ．譲渡証明書に記載する譲受人の名義は、落札者本人となります。落札者本人以外の名義にはできません。

4．引き渡しおよび権利移転に伴う費用について

（1）不動産の場合

ア．所有権移転などの登記を行う際は、「登録免許税法に定める登録免許税相当分の収入印紙」または「登録免許税を納付したことを証する領収証書」が必要となります。売払代金の残金を銀行振込で納付する場合は、売払代金の残金を納付後、収入印紙などを羽咋市に送付してください。

イ．権利移転に伴う費用（移転登記の登録免許税など）は落札者の負担となります。

ウ．共同入札者が落札者となった場合、登録免許税相当分の収入印紙または登録免許税を納付したことを証する領収証書は、共同入札者の人数分だけ必要となります。共同入札者は、各々の持分に応じた登録免許税相当額を納付してください。

（2）自動車の場合

ア．売払代金の残金納付確認後、売却代金納付時の現状のままで、一時抹消登録をしたうえで、羽咋市が指定する場所において直接引渡します。指定場所まで来られない場合は、落札者負担で対応してください。

イ．権利移転に伴う費用（「自動車検査登録印紙」や「自動車審査証紙」および「自動車税環境性能割」等）は落札者の負担となります。

（ア）移転登録などの手数料として自動車検査登録印紙および自動車審査証紙が必要です。

（イ）自動車税環境性能割及び自動車税は落札者が自ら申告、納税してください。

ウ．引渡しを受ける際には、落札者本人の確認のため、本人確認ができる公的機関発行の証（運転免許証、マイナンバーカード等）および羽咋市より落札者へ送付された電子メールを提示してください。なお、代理人が公有財産の引渡しを受ける場合には、落札者本人が作成した「委任状」と、代理人の本人が確認できる公的機関発行の証および電子メールを印刷したものを提示してください。

エ．引渡しの際に、「市有財産受領書」を提出してください。

オ．再登録手続きに必要な書類（「譲渡証明書」や「登録識別情報等通知書」および「再資源化預託金の預託証明書（通称：リサイクル券）」については、車両の引渡しの際にお渡しいたします。なお、登録に伴う費用は落札者の負担となります。

カ．羽咋市指定場所での直接引渡しとなるため、仮ナンバープレートの取得や搬送が必要な場合は、落札者において事前に準備してください。また、それらに係る費用は、落札者の負担となります。なお、引渡しに係る一切の費用は、落札者の負担となります。

（3）動産の場合

ア．売払代金の残金納付確認後、売却代金納付時の現状のままで引渡しを行います。羽咋市が指定する場所において直接引渡します。指定場所まで来られない場合は、落札者負担で対応してください。

イ．引渡しを受ける際には、落札者本人の確認のため、本人確認ができる公的機関発行の証（運転免許証、マイナンバーカード等）および羽咋市より落札者へ送付された電子メールを提示してください。なお、代理人が公有財産の引渡しを受ける場合には、落札者本人が作成した「委任状」と、代理人の本人が確認できる公的機関発行の証および電子メールを印刷したものを提示してください。

ウ．引渡しに係る一切の費用は、落札者の負担になります。

エ．引渡しを受けた後、「市有財産受領書」を提出してください。

5．その他

（1）落札後、売払代金の残額を納付した時点で、落札者に公有財産売却の財産にかかる危険負担は落札者に移転します。したがって、契約締結後に発生した財産の破損、焼失など羽咋市の責に帰すことのできない損害の負担は、落札者が負うこととなり、売払代金の減額を請求することはできません。

なお、落札代金の残金を納付した時点で所有権は落札者に移転します。

（2）公有財産売却の財産内の動産類やゴミなどの撤去費等は、すべて落札者の負担になります。

（3）一度引き渡しを受けた財産は、いかなる理由があっても返品、返金、交換などはできません。

**第6 注意事項**

1. 売却システムに不具合などが生じた場合の対応

（1）公有財産売却の参加申し込み期間中

売却システムに不具合などが生じたために、以下の状態となった場合は公有財産売却の手続きを中止することがあります。

ア．公有財産売却の参加申し込み受付が開始されない場合

イ．公有財産売却の参加申し込み受付ができない状態が相当期間継続した場合

ウ．公有財産売却の参加申し込み受付が入札開始までに終了しない場合

エ．公有財産売却の参加申し込み受付終了時間後になされた公有財産売却の参加申し込みを取り消すことができない場合

（2）入札期間中

売却システムに不具合などが生じたために、以下の状態となった場合は公有財産売却の手続きを中止することがあります。

ア．入札の受付が開始されない場合

イ．入札できない状態が相当期間継続した場合

ウ．入札の受付が入札期間終了時刻に終了しない場合

（3）入札期間終了後

売却システムに不具合などが生じたために、以下の状態となった場合は公有財産売却の手続きを中止することがあります。

ア．一般競争入札形式において入札期間終了後相当期間経過後も開札ができない場合

イ．くじ（自動抽選）が必要な場合でくじ（自動抽選）が適正に行えない場合

ウ．せり売形式において入札終了後相当期間経過後も落札者を決定できない場合

2．公有財産売却の中止

公有財産売却の参加申し込み開始後に公有財産売却を中止することがあります。公有財産売却の財産の公開中であっても、やむを得ない事情により、公有財産売却を中止することがあります。

（1）特定の公有財産売却の特定の売却区分（売却財産の出品区分）の中止時の入札保証金の返還

特定の公有財産売却の物件の公有財産売却が中止となった場合、当該公有財産売却の物件について納付された入札保証金は中止後返還します。なお、銀行振込などにより入札保証金を納付した場合、返還まで中止後4週間程度要することがあります。

（2）公有財産売却の中止時の入札保証金の返還

公有財産売却の全体が中止となった場合、入札保証金は中止後返還します。なお、銀行振込などにより入札保証金を納付した場合、返還まで中止後4週間程度要することがあります。

3．公有財産売却の参加を希望する者、公有財産売却の参加申込者および入札者など（以下「入札者など」という）に損害などが発生した場合

（1）公有財産売却が中止になったことにより、入札者などに損害が発生した場合、羽咋市は損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。

（2）売却システムの不具合などにより、入札者などに損害が発生した場合、羽咋市は損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。

（3）入札者などの使用する機器および公有財産売却の参加者などの使用するネットワークなどの不備、不調その他の理由により、公有財産売却の参加申し込みまたは入札に参加できない事態が生じた場合においても、羽咋市は代替手段を提供せず、それに起因して生じた損害について責任を負いません。

（4）公有財産売却に参加したことに起因して、入札者などが使用する機器およびネットワークなどに不備、不調などが生じたことにより入札者などに損害が発生した場合、羽咋市は損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。

（5）公有財産売却の参加者などが入札保証金を自己名義（法人の場合は当該法人代表者名義）のクレジットカードで納付する場合で、クレジットカード決済システムの不備により、入札保証金の納付ができず公有財産売却の参加申し込みができないなどの事態が発生したとき、それに起因して入札者などに生じた損害について、羽咋市は損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。

（6）公有財産売却の参加者などの発信もしくは受信するデータが不正アクセスおよび改変などを受け、公有財産売却の参加続行が不可能となるなどの被害を受けた場合、その被害の種類・程度にかかわらず、羽咋市は責任を負いません。

（7）公有財産売却の参加者などが、自身のKSI官公庁オークションIDおよびパスワードなどを紛失もしくは、KSI官公庁オークションIDおよびパスワードなどが第三者に漏えいするなどして被害を受けた場合、その被害の種類・程度にかかわらず羽咋市は責任を負いません。

4．公有財産売却の参加申し込み期間および入札期間

公有財産売却の参加申し込み期間および入札期間は、売却システム上の公有財産売却の物件詳細画面上に示された期間となります。ただし、システムメンテナンスなどの期間を除きます。

5．リンクの制限など

羽咋市が売却システム上に情報を掲載しているウェブページへのリンクについては、羽咋市物件一覧のページ以外のページへの直接のリンクはできません。

また、売却システム上において、羽咋市が公開している情報（文章、写真、図面など）について、羽咋市に無断で転載・転用することは一切できません。

6．システム利用における禁止事項

売却システムの利用にあたり、次に掲げる行為を禁止します。

（1）売却システムをインターネット公有財産売却の手続き以外の目的で不正に利用すること。

（2）売却システムに不正にアクセスをすること。

（3）売却システムの管理および運営を故意に妨害すること。

（4）売却システムにウイルスに感染したファイルを故意に送信すること。

（5）法令もしくは公序良俗に違反する行為またはそのおそれのある行為をすること。

（6）その他売却システムの運用に支障を及ぼす行為またはそのおそれのある行為をすること。

7．準拠法

このガイドラインには、日本法が適用されるものとします。

8．インターネット公有財産売却において使用する通貨、言語、時刻など

（1）インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する通貨

インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する通貨は、日本国通貨に限り、入札価格などの金額は、日本国通貨により表記しなければならないものとします。

（2）インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する言語

インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する言語は、日本語に限ります。売却システムにおいて使用する文字は、JIS第1第2水準漢字（JIS（工業標準化法（昭和24年法律第185号）第17条第1項の日本工業規格）X0208をいいます）であるため、不動産登記簿上の表示などと異なることがあります。

（3）インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する時刻

インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する時刻は、日本国の標準時によります。

9．羽咋市インターネット公有財産売却ガイドラインの改正

羽咋市は、必要があると認めるときはこのガイドラインを改正することができるものとします。

なお、改正を行った場合には、羽咋市は売却システム上に掲載することにより公表します。改正後のガイドラインは、公表した日以降に売却参加申し込みの受付を開始するインターネット公有財産売却から適用します。

10．その他

官公庁オークションサイトに掲載されている情報で、羽咋市が掲載したものでない情報については、羽咋市インターネット公有財産売却に関係する情報ではありません。

インターネット公有財産売却における個人情報について

行政機関が紀尾井町戦略研究所株式会社の提供する官公庁オークションシステムを利用して行うインターネット公有財産売却における個人情報の収集主体は行政機関になります。